

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第23号

瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市企業立地促進条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(投下固定資産総額の対象となる固定資産)</p> <p>第3条 <u>条例第2条第7号</u>に規定する規則で定める土地、家屋及び償却資産は、事業者が相当の対価を支払い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産とする。ただし、土地にあつては新設又は増設に係る工場等の操業日又は<u>ホテル等の開業日前5年以内</u>に取得した土地に限るものとする。</p> <p>(対象事業者の要件)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p><u>4 条例第4条第1号エに規定する一般公衆に対して宿泊を提供する事業で規則で定めるものは、日本標準産業分類において小分類751旅館、ホテルに分類される事業とする。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第5条 条例第5条第1項に規定する規則で定める日は、<u>立地に係る工事等に着手する日の30</u></p>	<p>(投下固定資産総額の対象となる固定資産)</p> <p>第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める土地、家屋及び償却資産は、事業者が相当の対価を支払い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産とする。ただし、土地にあつては新設又は増設に係る工場等の操業日前5年以内取得した土地に限るものとする。</p> <p>(対象事業者の要件)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第5条 条例第5条第1項に規定する規則で定める日は、<u>新設又は増設に係る工場等の操業日か</u></p>

日前の日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が別に定める日とする。

2 <省略>

(指定の通知)

第6条 市長は、条例第5条第2項の規定により奨励事業者の指定の可否を決定したときは、奨励事業者指定可否決定通知書により、指定の申請をした者に通知するものとする。

(指定に関する届出)

第6条の2 条例第5条の2の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第5条の2第1号に規定する事由 事業計画変更届

(2) 条例第5条の2第2号に規定する事由 事業着手届

(事業所の廃止等に伴う立地促進奨励金の減額)

第7条 指定事業者が、新設又は増設に係る事業所以外の事業所（市外に存する事業所を除く。）の敷地を縮小し、又は事業所の全部若しくは一部を廃止したときは、当該指定事業者に交付する立地促進奨励金から、当該縮小した敷地又は廃止した事業所に係る固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）の額に相当する額を控除する。

(認定の申請)

第8条 条例第8条に規定する規則で定める日は、新設又は増築に係る工場等の操業日又はホテル等の開業日から30日を経過する日とする。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が別に定める日とする。

ら60日を経過する日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が別に定める日とする。

2 <省略>

(指定の通知)

第6条 市長は、条例第5条第2項の規定により指定事業者の指定の可否を決定したときは、奨励事業者指定可否決定通知書により、指定の申請をした者に通知するものとする。

(工場等の廃止等に伴う立地促進奨励金の減額)

第7条 指定事業者が、新設又は増設に係る工場等以外の工場等（市外に存する工場等を除く。）の敷地を縮小し、又は工場等の全部若しくは一部を廃止したときは、当該指定事業者に交付する立地促進奨励金から、当該縮小した敷地又は廃止した工場等に係る固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）の額に相当する額を控除する。

<p>2 <u>条例第8条の規定による認定の申請は、奨励金認定申請書により行うものとする。</u></p> <p>(<u>認定の通知</u>)</p>	
<p>第9条 <u>市長は、条例第8条第2項の規定により指定事業者の認定の可否を決定したときは、指定事業者認定可否決定通知書により、認定の申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p>(奨励金の交付申請)</p>	<p>(奨励金の交付申請)</p>
<p>第10条 <u>条例第10条の規定による奨励金の交付の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間内に奨励金交付申請書を市長に提出することにより行うものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(奨励金の交付決定)</p>	<p>第8条 <u>条例第9条の規定による奨励金の交付の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める期間内に奨励金交付申請書を市長に提出することにより行うものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(奨励金の交付決定)</p>
<p>第11条 <u>市長は、条例第10条第2項の規定により奨励金の交付の決定をしたときは、奨励金交付決定通知書により、交付の申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p>(奨励金の交付請求)</p>	<p>第9条 <u>市長は、条例第9条の規定により奨励金の交付の決定をしたときは、奨励金交付決定通知書により、交付の申請をした者に通知するものとする。</u></p> <p>(奨励金の交付請求)</p>
<p>第12条 <省略></p> <p>(<u>交付に関する届出</u>)</p>	<p>第10条 <省略></p> <p>(<u>届出</u>)</p>
<p>第13条 <u>条例第11条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第11条第1号に規定する事由</u> <u>事業所休止/廃止届</u></p> <p>(2) <u>条例第11条第2号に規定する事由</u> <u>既存事業所廃止届</u></p> <p>(指定の取消し等)</p>	<p>第11条 <u>条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第1号に規定する事由</u> <u>工場等休止/廃止届</u></p> <p>(2) <u>条例第10条第2号に規定する事由</u> <u>既存工場等廃止届</u></p> <p>(指定の取消し等)</p>
<p>第14条 <u>条例第12条の規定による指定、認定若しくは奨励金の交付の決定の取消し、又は奨励金の交付の停止は、指定取消等通知書による</u></p>	<p>第12条 <u>条例第11条の規定による指定若しくは奨励金の交付の決定の取消し、又は奨励金の交付の停止は、指定取消等通知書によるもの</u></p>

<p>ものとする。</p> <p>2 条例第12条の規定による奨励金の返還の命令は、奨励金返還命令書によるものとする。</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(指定事業者等の地位の承継)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の規定による指定事業者又は認定事業者（以下「指定事業者等」という。）の地位の承継の承認を受けようとする者は、<u>指定事業者等承継承認申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第14条の規定により<u>指定事業者等</u>の地位の承継を承認したときは、<u>指定事業者等承継承認通知書</u>により、<u>指定事業者等</u>の地位の承継の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(企業立地審査会)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>(諸書類の様式等)</p> <p>第17条 <省略></p>	<p>する。</p> <p>2 条例第11条の規定による奨励金の返還の命令は、奨励金返還命令書によるものとする。</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>(指定事業者の地位の承継)</p> <p>第13条 条例第13条の規定による指定事業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、<u>指定事業者承継承認申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第13条の規定により<u>指定事業者</u>の地位の承継を承認したときは、<u>指定事業者承継承認通知書</u>により、<u>指定事業者</u>の地位の承継の申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(企業立地審査会)</p> <p>第14条 <省略></p> <p>(諸書類の様式等)</p> <p>第15条 <省略></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市企業立地促進条例施行規則第5条第1項の規定に基づき、指定の申請を行うもので、この規則の公布の日（以下「公布日」という。）以前に立地に係る工事等に着手した又は公布日から令和2年10月1日までの間に立地に係る工事等に着手する事業者については、なお従前の例による。